[報告] シンポジウム 公害・環境問題資料の保存・ 活用ネットワークをめざして

2002年7月21日 13:00-16:00 参加者104名 会場 四日市市総合会館第4会議室 基調報告 芝村篤樹(桃山学院大学)

- 環境庁文書の保存の現状について 横矢重中(環境庁大臣官房総務課長補佐)
- 国立公文書館への移管状況と課題 小川千代子(国際資料研究所)
- 四日市市史の編さんと澤井資料について 藤浪敏雄(四日市市史資料課)
- 「新潟水俣病の教訓を生かした事実―新潟水俣病資料館」の経過

高野秀男 (新潟水俣病共闘会議)

- ・歴史資料ネットワークの史料保存活動 佐賀 朝(桃山学院大学)
- 西淀川公害裁判を中心とする公害問題資料の保存と活用

達脇明子 (あおぞら財団)

芝村氏の基調報告 $(1. \sim 4.)$ に沿いながら、各氏の意見をまとめていきたい。

1. なぜ公害・環境問題資料の保存が必要か

公害は、近代文明が生み出した最大の重い経験であり、21世紀に解決すべきビッグテーマである。その防止、制度、社会システム、被害に対する闘いという課題に取り組むためには、これまでの記録をまず残しておいてそれをもとに一つずつ解決していく必要があると説いた。国や自治体、企業、患者、運動団

体、裁判の記録などそれぞれの記録があるが、 それらはどれも公開したがらないものが多い ので、被害を受けた市民自身が保存していか なければならない。

文書の保存機関としては、最近では国立公文書館は筑波に分館をつくり、国の公文書を保存するシステムは出来てきたが、いい資料はあまり入らない状況であった。県立文書館は30近く設立されてきた。市町村はまだまだ少ししか文書館的施設はない。県市ともその組織の公文書は保存するが、地域の資料センターの役割は十分ではない。このような現状を変えていく必要性を提言した。

環境庁の文書保存の現状について横矢氏は、2001年4月からの情報公開法にむけて規程を整備し、行政における意思決定・実施にかかわる文書作成の原則、文書管理規程、分類基準、ファイル管理にかかわる資料もオープンにしてHPからアクセスできるようにしたことを報告。文書管理については期限満了までの保存を義務付け、期限を過ぎたもので国立公文書へ移管する必要があると判断したものを引き継いでいる。

平成13年末保存期限満了の22,000件(ファイル)のうち、環境庁へ置くもの(保存延長11,000件)、国立公文書館は27件を引き継ぎ、残りは廃棄した。

現在、環境庁には8万件の行政文書ファイルがある。ここでいうファイルとは一件資料のことである。いまはファイル名からしか中身が想定できないので、文書それぞれがわかるようにデータを入れたいと将来を語った。

小川氏は、国立公文書館の公文書等の受け入れについて述べた。国立公文書館法の定めによって行われ、移管後に公開されている資料をデータベース化してHPに掲載している。これらは環境庁だけでなくすべての省庁のものを対象としている。国立公文書館法の存在により、国立公文書館が受け入れる文書の定義や制度は整備されたが、それをどう運用しているかを知りたい。文書を作り、使う残すという現場の実務については、「日本では

その実務の根拠となる法律がない」と締めく くった。

2. 四大公害裁判が収束して住民団体が解散 し、また関係者の高齢化してきた。これらの ことを考えると今、公害資料は散逸の危機に あるといえる。

しかしいっぽう、新しい動きの芽も出はじ めた。それが四日市、大阪西淀川、熊本・新 潟水俣病の取組みであり、国立公文書館への 省庁文書の移管である。

また公害・環境問題を自分のこととして受 け止める方向に一般の関心が向いてきた。公 害経験というものを行政や市民は、その地に 残したくない「負の経験」という認識であっ たが、これをプラスに転化する意識が芽生え てきた。公害経験の原点から地域再生をしよ うという例がでてきた。

四日市 (藤浪報告) では、公害資料は市史 編纂の過程で整理してきた。その中でも澤井 余志郎氏提供の10箱315点の資料が中心で、目 録を見ると公害資料とはどんなものががよく わかる。作成者がさまざまであること、目的 も多様、大きさや形態もチラシあり、刊行物 の抜き刷りあり、スライドありというように ばらばらである。保存するのに手間取り、ま た利用できるようにするまでには人手多くが かかる。

高野報告では、1995年に水俣病裁判が終わ り、昭和電工の協力金によって新潟水俣病資 料館の設立を計画、2001年「環境と人間ふれ あい館」が開館したこと。その間、被害者の 「寝た子を起こすな」という気持ち、地元民 の水俣病という負の名前を使用してほしくな いという意見などの反発もあり、さまざまな 受け止め方があったこと。しかし、水俣病を 通して、人と自然環境、人権、暮らしを総合 的に見つめること、「なぜ被害を受けたものが 肩身の狭い思いをしなければならないのか」、 「現場 (阿賀野川、水俣病患者) は偉大な教 師である」という考えに到達したと述べた。

開館以後、4万人を超える来館者があるが、

学芸員の配置など課題が多いとしている。

新潟には県立文書館が活動しているので、 保存の専門的なことなどは協力できるのでは ないかと筆者は考える。

3. これらの資料を保存するために

公害の種類や資料の形など多様な状況の下 で、各地の資料保存をいかに進展させるか。 資料活用のシステムをどう創りだすか。その 財源確保はどうするか。とくに一次資料とい う牛の資料の利用のむずかしさをクリアしな がら、公害・環境問題への認識を高めること が必要である。

4. とりあえず必要なことは

①ネットワークの構築と②情報の共有の2 つをあげている。①は公害・環境問題資料の 保存・活用をめざして、住民運動団体、国、 自治体、資料保存機関、環境問題研究者、歴 史学研究者、アーキビスト、法律家などのネッ トワークをむすび、情報の共有化からはじめ ること。資料の所在、各地の取組み、研究状 況などをホームページやニューズレターによ る発信をし、そして集まって会議やシンポジ ウムを開く。つまり、芝村氏は、その第一歩 をこの日からはじめようという呼びかけで あった。

史料ネットでの経験をふまえ佐賀氏は、た とえば尼崎公害患者会の資料25,830点を225 人動員し、仮目録を作成した例などを報告し、 ①市民・行政・研究者の共同による現代史の 掘り起こしと資料の保存活用のための活動、 ②資料館による自治体史編纂事業と NPO 的 資料保存団体の活動や住民の歴史学習の連 動、などの可能性をさぐった。

西淀川公害裁判 (達脇氏) の資料からは都 市型公害裁判とはどのようなものかを知るこ とができる。1998年から本格的な資料保存整 理・活用にむけてデータベース化を開始し、 また公害問題資料保存研究会を設立して、地 域団体、資料保存機関との連携を報告した。

(筆者感想)公害資料は、これまで扱われてきた歴史資料と比べ、膨大な量と多様性、さらにほとんどがプライバシーに触れる資料であることなどその扱いは大きく異なる。いくつかの困難を越えて利用できるまでに整えられるならば、その資料は人々の心をとらえるという事例が出てきたのである。

ほんらい人間社会の資料とはこういうものだったのかもしれない。これまでの歴史資料保存の知識・技術にとどまらず新たに学ぶべきことが多い。日本だけでなく海外の公害資料にも学ぶこと、そして、資料の保存という活動は、市民とともにあること、自分たち自身の資料を残し、未来に役立てるという意識を持つことが必要である。

大西 愛・大阪大学出版会